

第百二回 参議院社会労働委員会會議録第六号

(七三)

昭和六十年二月二十六日(火曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

二月二十一日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

安武 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長

遠藤 政夫君

理事

佐々木 満君

関口 恵造君

高杉 勉忠君

委員

石井 道子君

大浜 方栄君

曾根田 郁夫君

田中 正巳君

前島英三郎君

糸久八重子君

浜本 万三君

和田 静夫君

中西 珠子君

安武 洋子君

下村 泰君

丹羽 雄哉君

増岡 博之君

高橋 辰夫君

下村 健君

長門 保明君

厚生大臣官房長

厚生大臣官房総務課長

長門 保明君

事務局側

常任委員会専門員

警察庁刑事局捜査第一課長

法務省刑事局参事官

野見山眞之君

此村 友一君

藤原 享君

馬場 俊行君

説明員

警察庁刑事局捜査第一課長

法務省刑事局参事官

野見山眞之君

此村 友一君

藤原 享君

馬場 俊行君

本日の会議に付した案件
○社会保障制度等に関する調査
(厚生行政の基本施策に関する件)
○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百二回国会衆議院送付)
○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十一日、佐藤昭夫君が委員を辞任され、その補欠として安武洋子君が選任されました。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策に関する件について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○高杉勉忠君 私は、厚生大臣の所信に対して質問をいたしたいと存じます。
去る二十一日、本委員会において厚生大臣は所信表明の中で、人生八十年型社会に見合った新しい社会システムの構築は、政府全体として、また地方公共団体や民間の力を挙げて取り組んでいかなければならない課題であると述べられました。このことに異論があるわけではありません。しかし、厚生大臣、政府全体として取り組むというところで大臣は何を行いましたか、まず伺います。

○国務大臣(増岡博之君) まず、人生五十年と八十年と寿命が違うわけではございませんけれども、その間の生活のあり方の中では、職業というものが大きな柱となると思うわけではございます。したがって、そういう意味合いから労働省にもお話をいたしました。高杉君の定年延長でありまして、雇用対策でありますとか、そういう問題を協議してはどうかということ、昨年の十二月に厚生、労働両省の関係者が集まりまして、協議会をつくることになりました。その発足を見たところでございまして。

○高杉勉忠君 大臣は、この前も述べられたように、「各界の有識者の方々にお集まりいただき、人生八十年型社会のあり方等について御意見を伺い、広く国民の英知を結集したい」という言っておられるわけですね。
高齢化社会への対応は、今日まで各界各層からも意見が出されて、政府内部においても、高齢化社会への課題と対応、人口問題審議会報告等々が次々と発表されている状況にあるわけですね。私は、今日もう議論をするときではなくて、一

つ一つを着実に実行していくときである、というふうな考えを述べられ、大臣いかがですか。
○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のとおり、いろいろな問題点につきましてはあらかた出そろっておるかと思います。もちろん、その施策につきましても御指摘のとおり対応していかねばならないわけでありまして、その中でも私も私どもが考えておりますことは、長い人生のいわば個人的な生涯計画といえますが、ライフスタイルというものが変わってくるだろう、あるいはまた、世代交代という意味でのライフサイクルというものも相当変わってくるに違いない、そういう観点からもう一度考え直してみなければならぬ面があるのではないか。したがって、実はきょう発足するわけではございませんけれども、人生八十年型社会懇談会におきましては、従来のようないわばお役所的な、行政的な面からの発想ではなくして、発想の転換を図る必要があるだろう。そういう観点から人選をいたしましたわけではございません。

私はその中でも、これは私個人の考え方でありますけれども、人間の一生を考えました場合には、今言われております労働時間の短縮あるいは週休二日その他の問題がございまして、こういうものが老後の生活に生かされるようなことも考えていかなければならないということまで突っ込んで考えてみたいと思っております。この懇談会を発足したわけではございません。

○高杉勉忠君 次に、この間もお話を聞きました。大臣は所信表明の中で、「労働大臣と話し合い、高齢者雇用問題等に関する両省の連絡会議を設置」と述べられたわけなんです。具体的に何を話し合い、何を協議するお考えですか。この際明らかに示していただきたいと思っております。
○国務大臣(増岡博之君) 私が労働大臣とお話ししたしたのは、これから迎える高齢化社会の

中で働くということを考えました場合には、長く働くというところが個人のためにも幸せでありますと同時に、また国家的な見地からも、せっかく高い見識を持った、そういう知識を持っておる人を働いてもらおうということも大変有効なことであらうかと思ひまして、そういう意味合いから高齢者の雇用の問題について、昨年十二月からでありますけれども、連携をとりながら役所の枠を越えて話し合いをいたしたい、そういう意味合いでございます。

○高杉雄忠君 もう少し具体的にお示しをいたしたいと思ひますが、年金と雇用のいかに連結させていくかという視点でお話し合いをされるというのならば結構なんですけれども、どうも年金の六十五歳支給のムードづくりに利用されている、これでは大変困るわけなんです。

そこで伺うんですが、具体的には何をテーマに労働大臣と話し合うのか、もう少し具体的にこの際明確にしたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 私が考えておりますのは、長く働くということはその個人の社会参加による生きがい対策ということを考えておるわけでございます。決して年金の支給開始年齢のことについて絡ませてやっておるわけではございませんので御理解をいただきたいと思ひます。

ともかく、高齢者が職業であれボランティアであれ社会に参加するということ、そういう意味合いでのテーマで話し合いをいたしてまいりたいと思ひます。

○高杉雄忠君 この人生八十年型社会への変化に合ったシステムの再構築というふうに、大変意気込みは結構であります。今日、状況を見ますと、意気込みと裏腹に、大臣御承知のとおり、社会保障予算というのは大変厳しいものだ。大臣は、六十年度予算編成に当たって、こういうような状況についてどのような方針で臨まれたのか、具体的に示していただきたい、私はこのように思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘の社会保障関係予算につきましては、私は、これから高齢化社会に向かいますから、必然的にふえていくというところはやむを得ないことであるし、そうしなければならぬというふうに考えております。

ただ、現在の財政状況の中ではなかなかそういう点は厳しゅうございますから、その中でも特に健康で安心をして長生きをしていただく、そういう意味合いの予算に重点を置こうと、そういう気持ちで対処してまいりたいと思ひます。

○高杉雄忠君 もうちょっと具体的ににならないとなかなか理解しにくいんですが、大臣がどのような説明されても、ここ最近数年の厚生省予算というものは、国全体の一般会計歳出予算をマイナスにするために無理やりつじつま合わせをしているというのが現実ではないかと考えるんです。当然負担すべき国庫負担について各種の繰り延べ措置をして今日に至っているのが実情だと思ひます。

この際、繰り延べについて、その概要について明らかに示していただきたいと思ひます。

○政府委員(長門保明君) 先生お尋ねの繰り延べ措置の内容でございますが、まず、行革関連特別法に基づく厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ措置がございます。この措置に基づく繰減額は、五十七年度におきましては千八百六十八億、五十八年度が二千九百九十九億、五十九年度が二千四百二十億、それから、さらに一年延長をお願いしているわけでございますが、六十年年度が三千五百億ととなっております。

また、五十八年度から国民年金につきましては国庫負担の平準化措置を行っておりますが、これによる繰減額は五十八年度三千八百八十億、五十九年度が三千二百二十一億、六十年年度が二千五百五十六億ととなっております。

それから、六十年年度に新たに政管健保につきまして国庫負担の繰り入れの特例措置を行っておりますが、この関係が九百三十九億でございます。

以上でございます。

○高杉雄忠君 今御説明いただいた厚生年金保険に關係して、合計は九千四百七十億円であります。確認ですがいかがですか。

○政府委員(長門保明君) ただいま申し上げましたのは、厚生年金のほかに船員保険の關係もございまして、これを合わせますと九千五百三十七億でございます。船員保険の關係を除きますと先生仰せの数字でございます。

○高杉雄忠君 それから、国民年金特別会計への国庫負担の繰り延べ、これは五十八年、五十九年、六十年を合わせますと八千九百億というところでいいんですか。確認ですが。

○政府委員(長門保明君) 仰せのとおりでございます。

○高杉雄忠君 それから、厚生年金、船員保険の繰り延べだけでも元利合計で、合わせますと一兆八百五十八億に達すると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(長門保明君) ただいま手元に数字がございませんが、オーダーから言ひましてその程度の数字になろうかと存じます。

○高杉雄忠君 大臣、今お聞きしたようなこれらの膨大な金額というものは、現在の財政のもとで、将来確実に補てんされる見通しというものををお持ちですかどうか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) ただいまの数字は、現在の厚生年金、国民年金の財政状況のもとでは許容される数字だと思ひますけれども、先ほどから申し上げておりますように高齢化社会を迎えるに従ってそちらの方の会計もだんだん苦しくなるわけでございますので、この件につきましては、ぜひとも必要に応じて、得べかるべき利益も含めて返してもらわなければならないことで大蔵省

との合意も成立いたしておりますので、私はそのようにやれるし、また、やらなきゃならぬというふうに考えております。

○高杉雄忠君 また、六十年度予算財源捻出策として、補助金の一部相当分について地方への転嫁を図っているわけですね。この措置も一年限りと政府部内での合意文書が取り交わされているというように聞いておりますが、現在の財政状況のもとでこの約束は、合意文書で交わされたその約束は完全に果たされると考えておりますかどうか。

○国務大臣(増岡博之君) 今回の措置は六十年度における暫定措置でありまして、これから一年かけまして大蔵、自治、厚生三省で、これからの役割分担と費用負担の問題を協議するわけでございます。一年限りというところは、この限りにおいては間違いないところでございますけれども、役割分担と費用負担の問題については、これからの議論、検討の結果、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 補助率の削減をしておいて、今のうちに、今後大蔵、自治、厚生三省間で国と地方の役割分担の再検討をしよう、これでは本末転倒だと思ひます。十分検討をし、財源配分にも意を配った上で、しっかりした理論的根拠に立って地方への負担を求めていくというのが筋であると思ひます。先に人質をとっておいて今後その対応を議論する、こういった感じを受けるんです。大臣、どうですか。

○国務大臣(増岡博之君) まあ時間的な關係から申しますと、そのようなお考えを受けられる面もある方々と思ひます。やはり臨調、行革審のいろいろな指摘もございまして、ただ、その後で地方制度調査会からも、見直しについては国と地方との役割分担及び費用負担の云々という御議論がございまして、今後一年かけてさらに検討をすることになったわけでございます。多少時間的な順序からそういう御叱正を受けるかもしれせん

けれども、私どもの考え方としては、その双方の御意見、あるいは閣議了解、閣議決定を踏まえてやったつもりでありますので、何とぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○高杉雄忠君 再度確認しますけれども、一割カットは一年限りである。いいですね、大臣。

○國務大臣(増岡博之君) はい。本年度における暫定措置でありますから、そういう意味では一年限りでございます。

○高杉雄忠君 新聞報道によりますと、六十年度予算の審議が始まったばかりの現在、厚生省内ではもう来年の六十一年度予算の編成の難航を予想して検討を始めている、こういうふうな報道されているわけですね。このようなときにどれだけ新しい対策を予算面で打ち出していくのか。何に向かつてどのような検討をなされようとしているのかこれはこの際ひとつ明確にしてみたいと思ひます。この財政不意の際に、大臣はどのように省内を引っ張ってリーダーシップを発揮されようとするのか。この際、具体的に大臣の決意、所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(増岡博之君) 実は、今六十年度の予算の御審議をいたしておるわけでございまして、六十一年度につきましては大変困難であらうかというところは認識しておりますけれども、具体的に予算編成について、現段階ではまだ全く白紙の状態でございます。これから将来に向かつて、六十一年度の厳しい状況をいかにして局面を切り開いていくかというところは今後の課題でございますけれども、現段階ではまだそのような状態でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○高杉雄忠君 次に、話題を変えまして、日本における精神障害者の人権問題について、具体的に以下伺いたいと思ひます。

ちょうど満一年を迎えようとするんですけれども、昨年の三月宇都宮病院事件がありました。大臣は、昨年の三月以降について前大臣からどのように引き継ぎをされ、今どのようにお考えになつておられるか、まず伺います。

○國務大臣(増岡博之君) 前大臣から、二度とこのような事態を生じさせてはならないとお話を引き継いでございまして、私も全く同感でございます。

それで、引き続き関係者の指導に十分な配慮を行つて、二度とこのようなことがないようにしなければならぬ、そういうふうな考えをしております。○高杉雄忠君 次に、警察並びに法務省に伺います。

昨年、宇都宮、聖十字、菊池などの各病院で不祥事がありました。これによる事情聴取、それから逮捕、送検、起訴、公判、それぞれの実数。それと法違反容疑はどのようになっているか。これは警察関係と法務省にあわせて伺います。

また、石川文之進前宇都宮病院院長に対する論告求刑、これはどのようなものか。さらに、一審判決はいつになるのか。これらについて伺います。

○説明員(藤原亨君) お尋ねの関係でございますが、まず、警察の方の関係でございますが、栃木県警察におきましては、昨年の三月から十一月にかけてこれら一連の捜査を進めたところでございまして、その結果、まず宇都宮病院関係につきましては、傷害致死及び傷害容疑で同病院の看護助手四名、元入院患者一名を逮捕したのを初め、暴行、傷害等の暴力事犯、付添看護料の不正受給、証票隠滅等の容疑で十二事件延べ三十名を警察庁に送致または送付いたしております。宇都宮につきましましては、このほか無資格診療等の医事関連事犯、保健婦助産婦看護婦法など九法令の違反で計九件を立件し、石川院長外三名を逮捕したのを初め、延べ四法人六十五名を送致いたしました。

次に、聖十字病院関係でございますが、入院患者に対する暴行容疑で、昨年の九月に同病院の看護士一名を逮捕し、さらに三名を検挙し、それぞれ検察庁に送致いたしております。また、余罪として、昨年の十一月でございまして、元看護士の入院患者に対する婦女暴行事件、これは告訴でございまして、この事案につき捜査を行ひまして検察庁に送付いたしております。このほか昨年十一月、前院長及び二名の病院関係者を保健婦助産婦看護婦法違反で検挙し、それぞれ送致いたしております。

第三に、菊池病院関係でございますが、保健婦助産婦看護婦法違反、診療放射線技師及び診療ニ関スル線技師法違反で十月に病院職員四名及び看護婦長一名を逮捕したほか、十月から十一月にかけて保健婦助産婦看護婦法違反で看護助手などの職員八名を検挙いたしております。また十一月に、無資格診療補助事犯で院長を検挙したほか、理事長と職員二名を歯科科技工法違反でそれぞれ検察庁に送致されております。

そういうことでございまして、逮捕、任意等の送検いたしました合計は百三十名余になっております。

以上でございます。

○説明員(馬場俊行君) ただいまの警察御当局の御答えを前提にいたしまして、起訴の状況等について概略御説明申し上げます。

まず、報徳会宇都宮病院関係についてでございますが、数字で申し上げますと、石川文之進外合計五名を公判請求いたしております。ほか、看護助手等合計八名につきまして略式命令により罰金刑の裁判を受けておるわけでございます。

それから、次に聖十字病院関係でございますけれども、これも看護士一名につきまして暴力行為等処罰ニ関スル法律違反によりまして略式命令により罰金刑の裁判が確定しておるわけでございまして。

それから、桂慈会菊池病院につきましてですが、院長の菊池実という人につきまして、いわゆる保健婦法違反によりまして宇都宮地方裁判所に公判請求いたしまして、現在公判中でございまして。

公判中の事件のうち、御指摘のありました石川文之進に対しまして公判の状況でございますが、今月の十四日、宇都宮地方裁判所におきまして論告求刑が行われております。この論告求刑におきましては、公判におきまして事実関係が争われてい

ないということもございまして、主として情状関係について意見が述べられ、懲役一年六月という求刑が行われておるわけでございまして。判決につきましては、現在のところ三月の二十六日に予定されております。

以上でございます。

○高杉雄忠君 大臣、今お聞きしたとおりです。戦後、医療機関をめぐる人権侵害や不正事件、いろいろありましたけれども、その中でも宇都宮病院事件というのは大きな事件であったと、こう思ひます。

そこで大臣、このようなことが二度と起こらないようにするために、これはどういうふうにお考えなんですか。それからまた、具体的にどういうふうになさろうとするのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、大変な不祥事案であると認識いたしております。精神病院に対しましては都道府県が一応指導監督に当たることになっておりますので、まず都道府県知事に対して機会あるたびごとに適切な指導をするよう指示を行つてまいっておりますところでありまして。

次に、昭和六十年度予算におきましては、入院患者に対する実地審査の大幅な拡充を図ることにいたしておりますし、ナイト・ケア部門の創設等社会復帰対策の充実を図つてまいりたいと思ひます。

また、入院患者の処遇に関する具体的なガイドラインを近々のうちに作成をいたしまして、入院患者の適正な処遇について引き続き努力をしておるわけでございます。

大体、主な方策は以上でございます。

○高杉雄忠君 大臣、具体的に伺ひますが、これは医の倫理とも深くかかわる問題であります。前国会で前大臣も約束をされましたように、医療に対する国民の信頼の回復、それから国際国家日本の人権に関する立場を明確にするためにも、石川文之進医師を医道審議会にかけて免許剥奪を図るべきであると、こう思ひます。大臣、いかが

ですか。

○国務大臣(増岡博之君) 吉崎局長から答弁させていただきます。

○政府委員(吉崎正義君) 医師法に基づく医業停止または免許の取り消し処分でございますけれども、罰金以上の刑に処せられた者などにつきましても、医道審議会に諮った上で行うこととされておるところでございますけれども、本件につきましては、先ほど警察当局などから御説明がございましたように現在公判中でございますので、本件の全貌が明確になった段階におきまして所要の手続を踏み、厳正に対処してまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 厳正にというよりも、私の方は医道審議会にかけてと、そうしたことがもう事実明らかになっていくんですから、厳正と言うならば当然やるべきじゃないんですか。いかがですか。

○政府委員(吉崎正義君) 医道審議会の御審議にまつことになるわけでございますけれども、お話しのごさいますように非常に大きな事案でございますので、厳正に対処する所存でございます。

○高杉雄忠君 先日、イギリスから心理学者の方が見えまして、宇都宮病院事件を調査して帰国をされたんですけれども、この方がこう言っているんです。何が一番驚いたかというところ、お医者さんがリンチで死んだ患者さんの死亡診断書を偽る、これは本当に信じがたいことだと言っておられるんです。そしてその方は、自分の国でこんなことがあったら世論が沸騰してただではいられないんだと、こう言っておられたんです。

御承知のとおり、ことしの八月にはまた国連人権委員会が開催されますし、これに向けていろいろな国際的な動きもあるわけなんです。そこで、この際でありますから、国際国家日本の自覚の上に立たれて、毅然たる対応を私は大臣にお願いしたいと存じます。大臣、いかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) 国際的な場におきましても、いろいろこの件について注目されておるといふことは御指摘のとおりでございます。また最近、八月の国連におきまします小委員会へ向か

ての動きかと思えますけれども、国際法律家委員会が来日の意向を伝えてきておるといふようなことも一連の動きとしてございます。

私どもとしては、この機会に我が国の精神医療の制度的な現状なりあるいはその実態なり、国際的にも正しく理解してもらいように、このような動きには積極的に対応してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 医の倫理といえども言までもなく、事もあろうに東大医学部の医師たちが宇都宮病院の石川前院長と一心同体であった、これも世間を驚かせたんですね。その医師たちが宇都宮病院の医師になって、しかも中心であった武村信義東大助教授が次期院長の予定と聞くんですね。これはもう論外だと思ふんです。こういうことは私はないように願うし、こういうことこそ厳正に対処していただきたいと思ふんです。

私は、この方も医道審議会にかけざるべきである、こう思ふんです。どうですか。

○政府委員(吉崎正義君) お話しのごさいます武村医師でございますけれども、昨年の秋に院長に推す動きがあったというふうな聞いておりますけれども、この件につきましても、栃木県の指導によりまして、現体制で宇都宮病院を立派な病院にする、再建を図るということで取り組んでおると承知をいたしております。

また、同医師は東大の医学部長から注意を受けておるわけでございますけれども、これまでのところ警察当局の捜査によりまして、石川院長の違法行為への関与は認められておらないところでございます。医道審議会では罰金以上の刑に処せられた者などにつきまして処分を行っておるところでございます。過去に実は例がないのでございまして、本件につきましても、慎重に対処すべきものであると考えております。

○高杉雄忠君 厳正にやっていたきたい、重ねてこれは要請をしておきます。

も、労働大臣とお会いして高齢者雇用問題等に關する両省の連絡会議を設置された、これは大変結構なことだと思ふんです。そこでお願ひですけれども、精神障害者の社会復帰、それから雇用、労働者の確立等についてもぜひひとつ両省間で研究と御協議の場を設置していただきたい、こう思ふんです。

大臣も御承知のとおり、精神衛生関係費の九割は医療費で、社会復帰対策費というのはずかにも一割にも満たない、これが現状なんです。これでは私は、大臣が所信に言われた地域社会福祉の視点というのにはゼロに近い、こう考えるんです。大臣、どういふふうな御所見ですか。あわせて伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(増岡博之君) 社会復帰対策につきましましては、いろいろ、デイ・ケアでありますとか、社会復帰施設を整備するとか、一応のこととはございしますけれども、本当に社会復帰ができるような状態にするということ、これは本人の問題のみならず、社会全体の物の考え方として考えていかなければならない問題であると思ひますので、必要に応じて労働省とも十分相談をしてみたいというふうに思ひます。

○高杉雄忠君 あるお医者さんに伺ったんですけれども、その方は、現在の精神病院の入院患者のうち、三分の一は社会的受け皿がないから仕方なしに病院を生活の場としている、次の三分の一は社会復帰対策に力を入れれば社会に復帰できる人である、最後の残りの三分の一が病院を本当に必要とする人たちだ、こう言われているんですね。そこで、根本的に社会復帰と労働者の保障、これを考える時期に私は来ているのだと思ふんです。ぜひとも両省で研究と協議をして、食と住の供給のシステム、あるいは人権救援センター、こういうものを具体化していただきたい、こう思ふんです。大臣、いかがですか。

○政府委員(大池眞澄君) 先ほど大臣も答弁申し上げたところでございますが、御指摘のように、精神障害者の社会復帰対策につきましましては、現在

の精神医療におきまして非常に、さらに充実を求められておる分野であることは、私どもも同じ気持ちで取り組んでおるところでございます。

そこで、デイ・ケア施設等各種の社会復帰施設の整備には引き続き努力を継続いたしますし、また、通院患者のリハビリテーション事業、あるいは保健所におきまして社会復帰相談事業も一層の充実を図ることとしております。昭和六十年度の予算案におきましても、新たに精神病院におきましてナイト・ケア部門の整備、運営費の助成を行うことと予定しておりますし、また、民間施設で運営しております共同住居の実態も調査をいたしまして、今後のあり方について検討を加えることといたしたい、かような予算案でお願いをしておるところでございます。

また、必要に応じて関係省庁ともよく連携をとって相談をしながら進めていきたいと思っております。

○高杉雄忠君 人権救援センター、これを設置していただきたい。なぜお願いをするかというところ、一昨年の秋、宇都宮病院を訴訟された元患者さんが私にこう言っているんです。あの病院の患者の半分は入院不要者だ、こう言っているんですね。まさかと思つたんです。その後の措置入院、同意入院患者の実地調査の経過、これを見ても、また、事件が起こるや一方に受け皿も考えずにどんどん患者を退院させた。結果として、最高時には九百八十名の入院患者がことしの二月一日現在五百五十一名、しかもこのうちの約四十人は入院不要、通院と、こういう人だと言われているんですね。この四十名の方が通院になったら入院患者は五百十一人、当時と比べると約半分なんです。こういうような状況ですから、今入院されている方の半分は働けるというんですから、大臣、やはり社会復帰。そして労働者の保障、雇用、こういう関係をきちんとして社会復帰と、そういうこともぜひお願いをしたい。私は事実を申し上げておるんです。

しかも人権救援センターについては、私も昨年

前大臣にも要請をしたわけですから、これらについても具体化していただきたいと思うんです。重ねてですが、いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) お話しの社会復帰につきましては、やはり社会全体のいろいろな理解と協力を必要だろと思うんです。関係省庁と協議をいたしまして、今後十分相談をしてみたいと思います。

後の、人権救援センターにつきましては、政府委員から説明をいたさせます。

○政府委員(大池眞澄君) 人権の確保の問題につきましては、昨年六月宇都宮病院事件等一連の事件の後で、厚生省の關係三局長連名通知を出しまして特に注意喚起を図ったところでございますが、現在、人権問題につきましているいろいろとガイドラインの作成等も行いながら、さらに一層内容的に強力な指導を期すべく作業をしているところでございます。

なお、センターの關係でございしますが、私どもといたしましては、精神衛生行政の中におきまして、なかなか技術的な基盤を与えるものとして各都道府県に精神衛生センターを設置することとしております。そして、その精神衛生センターを技術的な中軸に置きながら、それぞれの地域を担当いたします保健所におきまして精神衛生指導員を配置し、地域の精神衛生關係の専門家等の協力も得ながら、精神医療、これは入院医療だけではなく、地域におきまします精神医療の面におきましてもこの適正な実施、人権の確保というような面も含めまして対応しているところでございます。

具体的には、保健所あるいは精神衛生センターにおきまします精神衛生相談事業等の活動を通じて、御指摘のような対応の一層の充実を図ってまいりたい、かように考えているところでございます。

○高杉雄忠君 先ほども申し上げましたが、宇都宮病院の今日までの状況にはただただあきれているわけですね。これは言うまでもなく石川一族が

自己の私欲のために精神障害者を不法に拘禁した、こういうことだと思ふんです。国の公費をむさぼってきたと言っても過言ではないと考えるんです。そして、措置入院、同意入院の制度、入院制度の運用、これがずさんだったと言ふしかない、こういうふうに考えるんです。私は、社会復帰、雇用、労働権の保障がないことが病院を収容所にした一因とも考えているんです。大臣、どうですか。

○国務大臣(増岡博之君) そのようなことも影響があったかと思ひます。

○高杉雄忠君 それじゃ、制度のずさんというところについてはどうですか。

○政府委員(大池眞澄君) 当該宇都宮病院に關しましては、御指摘のように今回の事件を通じて、精神衛生鑑定医によります入院患者の実地審査を全員に行ひましたところ、措置入院患者あるいは同意入院患者につきましても、措置入院患者につきましても約一〇〇%程度の入院を要しないと判断された者があつた、また、同意入院患者につきましても相当数の入院不要患者がいたという実態がございします。

宇都宮病院に關して申しますと、確かに御指摘のように、社会復帰あるいは地域社会におきまします引き受け手がないという状況から入院を継続しておつたという状況が思考されるわけでございますが、そのような観点から見まして、先ほど来御説明申し上げておりますように、社会復帰、地域在宅における精神障害者の適切な受け入れ、ケアということの重要性というものを一層痛感しているところでございます。

○高杉雄忠君 では、先ほども言つたような、国の公費をむさぼってきた、こういうふうに私は思ふんですが、それはどうですか。

○政府委員(大池眞澄君) その点につきましては、宇都宮病院に關して、これを契機としまして、私どもとしましては実地審査というものを一層強化、拡充する必要があるというところで、六年度予算に向かひましては現在の体制を二倍あ

るいは三倍というような形で実行するということを計画をしているところでございます。

なお、五十九年度におきましても、全精神病院に對して措置入院患者についての実地審査を実施しているところでございます。

○高杉雄忠君 さらに伺ひますけれども、宇都宮病院で大量の退院者があつたわけですね。この人たちが現在どこでどのように生活をしておられるのか把握をされていくかどうか。また、一方的に退院をさせたために不幸な出来事が数件起きたと考えるんですが、これがどのような理由と原因でそうなつたか、これを事務当局の方では把握されておりますか。把握されていたら示していただきたい。

○政府委員(大池眞澄君) 第一点でございますけれども、精神病院の退院者につきましまして、その後どのように生活しているかということを一把握するといふ仕組みはございせんので、お尋ねの退院者について、全員についての状況は承知しておらないわけでございます。

しかし、入院措置が解除されて退院をされた方々で、なお精神障害が続いておる患者さんなどにつきましては、必要に応じて保健所の精神衛生相談員による訪問指導等が行われておりまして、その方々については掌握可能でございます。

それから、宇都宮病院から退院をされた方々の中から、一部新聞報道等で報じられましたような事件が発生したということにつきましては、私どもといたしましてまことに遺憾に思つておるわけでございます。この問題は、医学的に見まして退院が可能と判断される場合でありましてもこのような事件が結果として起こり得る可能性もあるということを示唆しているというふうに考えられるわけでございます。このようなことを今後防止するためにどのようなことが考えられるのか、大変難しい問題ではございしますけれども、専門家等も含めまして一層よく検討してまいりたいと思つております。

○高杉雄忠君 それはだめだよ。病院から退院をした患者さんの行方を把握する、これは精神衛生行政の最も基礎的な作業じゃないですか。どういふふうにご考へておられるんですか。私はきちっと把握しなきゃならぬと思ふんです。どうですか。

○政府委員(大池眞澄君) 現在の精神衛生法の仕組みにおきましても、先生御指摘のように、必要な方については訪問指導等を通じて引き続きフォローするわけでございますが、一般的に申し上げますと、その他の一般的な精神障害者の方々が地域に居られるに当たりましては、その主治医の方、それを取り扱われた医療機関の方で、その患者さんのもし外来によります通院医療が必要であればその通院医療を通じて、また一定の期間を置いて観察のためにいらつしやいというような措置をとるか、いろいろな形で主治医と患者との關係で仕切られておるのが実情でもあり、それが適当な方法であらうと考えております。したがつて、行政におきまして、その退院された精神障害者をずっと追跡をするというような形は、いろいろとプライバシーその他微妙な問題も絡みまして、必ずしも実態にそぐわないのではなからうかと考えておるところでございます。

したがいまして、必要な場合において保健所等におきまします精神相談員が赴くわけでございます。例えば家族なり主治医の方から御依頼を受けたとかいふようなケースが現実に行われている実態でございます。

○高杉雄忠君 大臣ね、地域医療とか地域福祉の基礎データにもなるわけですから、ぜひひとつ把握をしていただきたい、これはお願いをしておきます。

それから、精神障害者の人権問題については、昨年の七月三十一日の当委員会において同僚の本岡昭次委員から、十二項目と当面の対応四項目の提案を行つて、八月三日の社労等四委員会の連合審査で私からも申し上げたところなんです。大臣においてもぜひひとつ今後これを踏まえて対応し

ていただきたい、このように思っています。大臣、いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 本岡先生の御提案は、私も手元にいたしておるわけでございます。その御提案の中に、実行できるものは既に実行しておるものもございますし、直ちに実現することが困難な項目もあるわけでございまして、今後も、ともかく貴重な御提言でありまして、今後の精神保健行政につきまして十分に参考とさせていただきますというふうに考えております。

○高杉勉忠君 大臣、前大臣も約束されました三省庁協議ですね、これで宇都宮病院などのトンネル会社の実態究明についてもぜひ作業として進めてもらいたいと思うんです。これについてもこの際ぜひ実現をしていただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 医療機関に対してのいろいろな規制、規定をつくるのが可能でございまして、ただいまお話ししたとおり、実は三省庁につきましても問題につきましては、実はただいまお願いをしております医療法改正法案の中にその趣旨も新たに設けることを内容としておりますので、その早期成立をお願いいたしますところでございます。

また、それまでの間におきましても、御趣旨の趣は尊重してまいりたいというふうに思っております……

どうも失礼いたしました。まことに不勉強で申しわけありませんけれども、今の三省庁の問題は医療法改正法とは別個でありますけれども、医療法改正法におきましても立入検査、改善命令等の規定を設けることとしておる趣旨でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。また、先生の御指摘のことにございまして、今後とも十分意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○高杉勉忠君 時間の関係で、締めくくるわけでありますけれども、現在医療法は、医療法人の経理に関する立入検査権がない。そこで私は、昭和

五十五年十全全事件を取り上げた際の約束で、医療法改正が約束されましたから五年たつわけですね。本気で医療法人の不正をたたく意思が厚生省にあるのかどうか。大臣、医療法改正、これは早急に協議を始めて、医療法人報徳会から石川一族の経営するトンネル会社にだけだけの医療費が流出したか把握していただきたい、これをお願いいたします。こうしたことを放置しておいて、医療費の適正化だ、こういうことは私は口にすべきでないと思うんです。早急に、厳正に対処していただく、このことを強く要請をし、時間が参りましたから、大臣の決意を伺って私の質問を終わります。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、今後法改正を含めまして厳正な態度でやらなければならぬと思っております。特に、大部分の医療機関ははじめにやっておられるわけでございまして、そういう方々の名譽のために、今後厚生行政の面におきましても正しい決定を行っていかなければならぬ、そういうふうに考えております。

○下村泰君 まづ大臣にお伺いしますが、大臣の所信表明のお言葉の中に、「私は、先般労働大臣と話し合い、高齢者雇用問題等に関する両省の連絡会議を設置いたしました。」「こういうふうになつておるわけですが、これはまあお話し合いをしないよりは話し合いになった方がいいことは事実なんですけれども、高齢者雇用問題だけに限らず、私など一番念願としておりますのは、いわゆる障害児・者の問題ですが、この障害児・者の問題は、時によって両省に即ちたがうような場合がしばしばございまして、したがって、高齢者雇用問題だけに限らず、まあ等となつておりますからあるいはそれが含まれるのかもわかりませんが、もう少し幅広くそういう問題まで広げていただいて労働大臣とお話し合いになつていただきたいというふうに思っています。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) お話しのとおり身障者その他の、婦人の問題もそうでありますけれども、労働省と従来からも協議をしておるわけでございます。今後ともその施策につきましておろそかにするということでは決してございませんで、その上に今度高齢化の問題も上乗せをしたというふうにお考えをいただきたいと思います。

○下村泰君 以前橋本厚生大臣のときにもそういうお願いをしたことがありまして、労働大臣とお話し合いになったというふうな答えがあつたんですが、あれは会えなかつたというふうなお話も伺っております。したがって、どうぞひとつお口の上だけでなくて実際に会ひして、いろいろのお話を広げていただきたいというふうに思っています。よろしくどうぞお願いします。

さて、小規模作業所のことでございますけれども、厚生省では五十六年十月一日に児童家庭局が小規模作業所、これは通所作業所とも申します。が、施設の調査を行つていますが、その後の調査の推移はどのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(正木肇君) 身体障害者、精神薄弱者の施設につきましては、先生御案内のように収容の施設にございまして、これは三十人定員でございますが、さらにできるだけ身近なところでございまして通所形態の授産施設の整備を進めておるわけでございます。これは二十人以上というところになっておりますが、先生お尋ねの点は小規模作業所ということで、その二十人に満たない施設の実態はどうなつておるのかということでお尋ねだと思つております。

先生ただいま御指摘のように、五十六年の十月に小規模作業所、精神関係、身体障害者関係それぞれから精算、身体障害者あわせて処遇してある施設、合計いたしまして六百三十八カ所という数字が出ております。その後につきましては調査はいたしておりますが、大体同様な傾向にあるのではないかと、このように私ども思っております。

○下村泰君 これは厚生省からの資料がこういうふうに来ておりますけれども、これにまたしか六百三十八にはなつております。しかし、実際のところを見ますと千数百カ所にもふえておるわけですね。年々六十カ所以上ずつふえておる。最近になりまして六十カ所以上という数ではなくて、下手すると年間大体百カ所ずつふえるという傾向にきています。ただ、今も言ったように無認可です。無認可の小規模作業所ですから、これはまずまずふえるだらうと思つております。これが今度法人として認可を取らうと思つても今の法律の条件ではまずできないのが現状です。もちろんその施設に携わつてくださる方々の数もありますし、それから、一番の問題が、作業所をつくるための土地問題、これが一番のネックになっております。例えば行政の指導も規制のみで、どのようにしたら土地が手に入るかというふうなことは一切お構いなくださるわけ、しかも、借地でも構わないというこの借地がなかなかうまくいかないです。とを言われているんですけれども、都市部周辺とは一体どこからどこまでなのか。線引きもできません。これは、実際問題として、地上権などを含むと、その費用も、障害者関係でも資金がなくてどうにも手の出しようがないというのが現状なんです。いままではこの無認可というものが続くの。それから、この無認可という枠を外して何とか認可の方向に持っていけないものなのだろうかというふうなことでお考えになつたことはございませうか。

○政府委員(正木肇君) 先生、数字を挙げて現状についてのお話しがあつたわけでございまして、お話にございまして、したがって、この実態はなかなかつかみにくいところもあるわけでございまして、ただ、先生お尋ねのように、無認可というものをできるだけなくすように、認可を広げていけたらどうかというかねがねの御指摘があるわけでございまして。私もその点をもちろんな検討しております。私どももその点、その一つのあらわれが、先ほど申しましたが、できるだけ小規模のものを認めていきたいということで、通所形態のものを三

十人から二十人に落としたというのが一つござい
ます。

それから、さらにもう少し下げていったらどう
だということですが、一つには、小さな
ものであってもよければいいじゃないかという考
え方も確かにあると思いますが、やはり一つの施
設として安定的な運営をしていくということを考
えますと、どうしても対象者の数は一定規模以上
ないとこれは職員の配置の問題、それから職員の
労働条件、それから処遇者に対する安全でそして
適切な措置というものに欠ける面が一般的にはど
うしても出てくるわけでございます。したがっ
て、その認可の基準を下げるということについて
は、やはり社会福祉施設という性格を考えますと
おのずから限界があるのではないかとということで
ございます。

○下村泰君 おたくさんがおっしゃっていること
はよくわかるんですけども、八四年二月六日の
「福祉新聞」の「社説」にもこういうことが載っ
ているんですね。「行政指導のみでは解決できな
いことを当局は知るべきである。」という言葉も
使ってございます。ここには今局長のおっしゃっ
たことがそのままこの記事の中にも書かれていま
す。そして、「この状況の中で施設最低基準を充
実し法人格取得（実際は関係関係にある）を指導
しても無理なことは自明である。ではどのような
手段があるか。まず行政当局がその存在を社会的
に意義があるか否かの認識を持つことから始めね
ばならない。そのためには共作連の——これは
共同作業所の連合体ですけれども、「調査結果のみ
でなく、自らの目で実地検証することである。」、
こういうふうに書かれてはいるわけですね。

そうしますと、厚生省としては、いろいろなど
ところからいろいろな報告が来るそれだけで判断し
ているというふうなことは申し上げませんけれど
も、もう少し行政当局が完全に御自分たちの目で
実態を把握するということも私は必要ではない
か。その上で、例えば小規模作業所の認可もある
いはできるのではないか。その実態さえつかみ得

ればですね。ただ報告のみでは無理だろうと思
いますけれども、そんなようなお考えはありません
か。

○政府委員（正木肇君） 先生おっしゃいますよ
うに、実態をつかんだ上での判断が大事だとい
うことは私もまさにそのとおりだと思います。こ
の小規模の無認可の施設の実態につきましても、厚
生省から直接県に参りましたときに折に触れ視察
をする場合もありますし、また、県当局を通じて
いろいろな実態を常時できるだけ把握をするよ
うにということをお望みしております。

ただ、先ほどの答弁と重なるようでございます
が、やはり一定の社会福祉施設というものを公
的に認めていくということになりますと、一定規模
で安定的な運営が可能な施設というものを
のを認知していくということがやはり基本にな
ると思います。無認可の施設の中には、非常によ
くいてるところも実際問題としてあると思いま
すが、中には非常に問題があるという、問題が起
こりがちなところも率直に言っており得るわけ
でございます。

そういうことで、公的な施設として認知とい
いますか認めていくというためには、一定の規模な
り水準というものを維持するといふものを前提と
した考え方というものはやはり基本に持つべきで
はないかというのが私どもの考え方ではございま
す。

○下村泰君 実際問題として、私もそういった種
種の作業所はつぶさに歩いておられますけれども、
局長の言いくいことを補足すれば、作業所に
通っている人たちの状態がそれぞれ違います。中
には、精神障害者と身体障害者を一緒に作業所
で作業させている場所もあります。そうしますと、
その本人よりも親御さんの中で、うちはああい
う障害じゃないんだと、うちはああいう障害者とは
違うんだというふうな変な差別的意識があること
も事実なんです。だからといってこれを見過ごし
にするというわけにもいきません。
大臣、いかがでしょうか。今の件について大臣

も大変いろいろと御関心がおありのようなんです
けれども、そういった小さい小規模の作業所、こ
れから厚生省の方として、今の認可、不認可の問
題でございましてけれども、政府としての援助方
向、厚生省としての援助方向というふうなことを
考えていただけたらどうでしょうか。

○国務大臣（増岡博之君） 認可、無認可の問題で
ありますけれども、私は、本来建物の大きさとか
面積とかよりも、むしろその果たしている機能と
いうものを重視すべきであるというふうに思っ
ておるわけでありまして、しかし、それを社
会的に認知させるための手段としては、いろん
な、先ほど局長が説明しましたようなものもろ
の条件が出てくるのもやむを得ないかと思うわけ
であります。

ともかく実際に身体障害者や精神薄弱者などが
幸せになるようなことを考えなければならな
いわけでございますので、共同の小規模作業所につ
きましても、ただいま先生が御指摘のありましたよ
うな、親御さんからのそういう御意見もあつた
り、障害の特性によっても処遇を異にするとい
う難しい点もあるかと思っております。しかしや
はり今後ともそういう課題に取り組んでいかなけれ
ばならないだろう。検討させていただきたいと思
います。

○下村泰君 ありがとうございます。
ところで、地方自治体も、援助をしているところ
ろ、あるいは補助をして下さっているところも
あるんですけども、現在助成していない県が鳥
取、山梨、高知、徳島、わずかに四県。この四県
のうち二県、鳥取と山梨は助成の方向で今年度から
考えていくというふうなお答えが返ってきており
ます。ところが、この助成に物すごい差があるん
です。ね、ばらつきが。大変なばらつきがありま
す。余りにも地方地方によって不平等があり過
るんです。ですから、この不平等をなくしてほ
しいと私は思うんですが、実際に補助している自
治体数、それからそれぞれの補助額おわかりで
ございましてらお答え願いたいと思います。

○政府委員（正木肇君） 共同作業所への自治体等
の補助でございますが、五十九年、昨年でござ
います。大体共同作業所の九割方につきまして都
道府県なり市町村が何らかの形で助成をしてお
るというふうに聞いております。

東京都の例で申しますと、これは一年ずまし
て五十八年度でございますが、二十二年所で、十
五人以上の施設につきましてもは年間六百万円、八
人以上の施設につきましてもは四百万円という補助
がなされておるというふうに承知をいたしてお
ります。

○下村泰君 東京都の場合には非常にいいわけ
ですね。無認可の場所でも一人に対して五万円ぐ
らいの手当が出ています。ところが、これに
比べますと、先ほども申し上げましたように、非
常にばらばらつきがある。それは富裕な自治体
もありまして、あるいはなかなか経済的にう
まいかない自治体もございまして、少
のばらつきはやむを得ないことだとは思いま
すけれども、どうなんですか、これ、実情に合
った補助額を支給できるように行政指導というの
はできるものなんですか。

○政府委員（正木肇君） 先ほど申しましたよ
うに、現在社会福祉施設につきましても一定の基準に
即しまして、基準を満たしている場合に認可をす
る、その認可を前提とした場合に認可が行われ
る、この基本があるわけでございます。ところが
が、認可をされていない施設におきましても、そ
れぞれ地域の実情に応じて、また、地方公共
団体あるいは地方公共団体の長が中身を十分見ま
した上で、それぞれの地方公共団体独自の判断に
おきまして地域福祉の一環として助成がなされ
る。平たく言いますと、県なり市町村の単独事業
で行われるというのが今の助成でございます。
そういうことで、国全体といたしまして一定の
レベルの助成なり補助というものを考える場合
は、どうしてもやはり認可には全国レベルでの一
定水準の確保というものが前提になるわけでご
ざいます。それに対して、基準を満たしてい

ないけれども、その地方におきまして実際に照らして必要の度合い、それからその施設が本当に適切なものであるのかというものを個別に審査をいたしましてなされるのが地方公共団体の単独事業として行われる助成だと思ひます。

そういう意味で、地方公共団体独自の判断でなされるものにつきまして、国が一定の行政指導なり何なりということをやるのはどんなものかというふうに率直に申しまして考えるわけでござい

ます。

○下村泰君 結局、何だかんだ言っても、そういった、何といひますか、基本的な変な線がござい

ませんが、私の感覚はそういうふうな言葉になるんですけれども、要するに認可できない条件がそろい過ぎてゐるから、国の方としてはどうにもならない。このところなんですね、私がさっきから申し上げてゐるのは、認可条件がそろひ、そこ

はなんじやなくて、先ほどの「福祉新聞」の中にも書いてございすけれども、最近のこうい

たお体の不自由な方々というのは、自立更生をみ

ずから求めている方々が多いわけですね。ですから結局自分の体、自分の不自由な体でも通ひ得る場所、通ひ得る距離、そして自分の能力に合った仕事の、自分自身で自分の仕事を能力を開發して

いく、そういう希望のためにこの小規模作業所が今できつつあるわけなんですね。

ですから、それを先ほど局長のおっしゃつてゐるようなある一定の基準があつて、その基準に満たなければ認可できないんだという觀念がい

つまでも続いていけば、永久にこの人たちはほ

たらかしというこゝになつて、地方自治体、今

おっしゃつたように地方自治体が単独で面倒を見

る以外に手がなくなつてくる。地方自治体にし

たつて、まあ今言われておりますわな、三割自治

だ何だかんだ言われてゐるんですから、その中で

もやっぱりやりくりしてゐる。国がやりくりでき

ないはずはないと思ひますよ、私はやり方によつては。ですから、その方向に何とか進んで

いつてほしいと思ひます。これ以上言つても水かけ論になると思ひますから、これ以上申し上げま

せんけれども、そういった御配慮をひとつお願い

したいと思ひます。

それから、ILO、何かというところのILOと

いうのが出てくるけれども、ILOから勧告され

るよりもほかの国から日本の福祉制度というものを

を見習おうじやないかなんて言われてほしいと思

ひますよ。何かといへばILO勧告ILO勧

告。私もこんなこと言ひの嫌なんだけれども、言

われてゐるんだからしようがない。

このILOの「職業リハビリテーション及び雇

用（障害者）」に関する勧告（第六十八号）の

十一項のこれは(d)というところですかね。ここに

「非政府機関が運営する障害者のための職業訓練、

職業指導、保護雇用及び職業紹介の事業に対する

適当な政府援助を行うこと。」、それから「身体障

害者福祉基本問題検討委員会報告書」というのが

あるんですけれども、その中の「施設対策」の中

で、「作業施設は、近年、小規模化の傾向にあり、

将来の方向として対象者の障害の相違を踏まえた

共同利用等について検討を進める」となつてゐる

わけなんですけれども、そろそろ本当に、先ほどから

何回も申し上げますように、国の方としても本気

で考える時期に來てゐると思ひますけれども、

これはいかがでしようかね。

○政府委員（正木壽君） 先生御指摘のように、I

LOでも障害者の職業リハビリテーション関係に

つきましての勧告がなされております。その中で

障害者関係の施設につきましての小規模化、それ

から精薄、身障通じましての共同利用施設という

ものをうたわれておることも先生おっしゃるとお

りでございす。まさにこの小規模化というの

は、先生おっしゃいますように、できるだけ障害

者の方々も身近なところで働く場を求めるとい

うものに向かつていかなければならぬということだ

と思ひます。

それから、精薄者と身障者の共同利用というこ

とについてもうたわれておるわけでございす

が、この点につきましては、先ほど大臣からもお

話がございましたように、やはりそれぞれの障

害の持つ特性、処遇技術の違いというものがあ

りけれども、やはりそういった面についても、ILO

の御指摘をまづまでもなく、検討すべき課題で

あるといふことは私も十分認識をしておるわけ

でございまして、大臣からもおっしゃいましたよ

うに、今後の一つの検討課題であるというふうに

私も事務当局も認識をしておるわけでございま

す。

○下村泰君 それとあわせて、今このILOの

言つております「非政府機関」ということにつ

いてはどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員（正木壽君） 身体障害者に限らず社会

福祉の問題については、公的な施策と同時に民間

の力というものが十分挙げられていかなければなら

ないといふことで、政府機関、非政府機関を通

じましての検討というものを今後十分進めていか

なければならぬといふふうに思つております。

○下村泰君 精神障害者とそれから身体障害者が

一緒にいる共同作業所、文字どおり同じ人間とし

ての共同作業所なんですけれども、もうそろそろ

厚生省も、身体障害者でなく心身障害者という言

葉を使わなきゃならぬ時期が來てゐるんじゃない

かと思ひますがね。私は「あゆみの箱」とい

う運動を昭和三十八年、九年ごろから始めたんで

すけれども、そのときには心身障害者という言葉

を使つていたんですね、体も心もというふうに

ここへ來てみたら全然別なんですね、驚いたん

ですけれども、元松沢病院の院長先生に言わせると、

一番最初の翻訳の仕方が間違えたからこうなつた

というふうなお話でございまして。

それはそれとして、現実には全国各地を見てきた

のでございすけれども、この両者が何の不自由

もなく作業をされているといふことは事実なんです

ね。これは一緒にやれないものなのかどうなのか。

厚生省ではいまだに分けていらつしやるよう

ですけれども、私の方には不思議に思ひます

ね、現場へ行つてみて。どうでしようか。

○政府委員（正木壽君） 心身障害者という言葉を

もう定着させたらどうだといふ先生の御意見で

ございす。これは先生御案内のように、昭和四十

五年に心身障害者対策基本法といふことで、まさ

に身体障害者と精神障害者を一体としてその対策

を今後進めていかなければならぬといふことが

法律ではっきりうたわれております。それから昭

和五十六年、国際障害者年というものがあつたわ

けですが、これも身体障害者、精神障害者を含め

ての心身障害者対策といふことでございす。

先生おっしゃいますように、障害者対策とい

うのは一方で身体障害者だ、精神障害者だとい

うことではなく、その両面を十分認識して進めてい

くといふことはまさにおっしゃるとおりでござい

ますが、ただ、それぞれの障害の特性、それから

処遇技術の違いという面は配慮をしていかなけれ

ばならない。これもまた同時に考えていかなけれ

ばならないと思ひます。ただ、基本は先生お

っしゃるとおりだといふふうに認識いたしております。

○下村泰君 その異なる作業といふのはこれは現

場の人の判断に任せればいいのであつて、つまり

厚生省側が、先ほどの認可の問題もそうだけれど

も、基本的にどういふふうにお考えかといふこと

なんですね。

「身体障害者福祉基本問題検討委員会報告書」と

いふのがあります。この中にも、「施設対策」と

いふ項目の中に、「作業施設は、近年、小規模化

の傾向にあり、将来の方向として対象者の障害の

相違を踏まえた共同利用等について検討を進める

必要がある。」と、もうほとんどどういふ意見に固

まりつつあるわけですね。固まりつつあるのに厚

生省側がいまだにそういふ態度でゐるといふのは

ちよつとよくわかつてゐるんじゃないかと、こんな

ふうにおもひます。いかがですか。

○政府委員（正木壽君） 先生の御指摘は、五十八

年の八月に身体障害者福祉基本問題検討委員会と

いふことで、斯界の識者に集まつていただいたり

する検討されたら、それはおっしゃるとおりで

ございます。この報告を受けまして、現在、全社協の中で授産事業の基本問題研究会というものをつくりまして検討なされておるわけでございしますが、ここには、身体障害者の方々、あるいはその親御さん、それから精神薄弱者の親御さん、それから施設の従事者、いろんな方が入りまして、実際これを実現していった場合にはどういふ点にネックがあるのか、それをどういふふうにするかは克服ができるのか、受け入れ態勢はどうだ。それから、やはり先生のお話にもありましたけれども、率直に言いますと、精神薄弱者の、あるいは精神薄弱児・者の親御さんが、その障害の違った人たちが一緒にあった施設で大丈夫かなという不安感があることも率直に言つて事実だと思ひます。そういう不安を払拭するためにはどういったことを考えなければならぬのかというものを受け入れ面で今いろいろ検討いたしておるわけでございします。

お言葉を返すようでございますが、こういう方向にあるけれども厚生省がそれにブレーキをかけているんじゃないか、そういうことは毛頭ございしませんで、私もやはり障害者が身近なところまでできるだけ生きがいを持って生きていくためには、そういう働く場というものをふやしていくかなければならぬ、そういう場合に、皆さんが本心に安心してできる施設形態というものはどういふものかというのを十分真剣に検討しておるといふことは御理解いただきたいというふうに思ひます。

○下村泰君 いい方向へ向かっているんでしたら幾らでもお言葉を返してください。悪い方向に向かつているんじゃないか。

さて、過去四年間、小規模作業所の件で請願を出してきたわけですが、その都度参議院では採択されていません。ところが、厚生省のお答えは、前年の文章をそのままコピーしたようなものなんです。時間がありませんので全部読むわけにはいきませんがね。これなんか国会をばかにしたような感じなんです。ここにございします、これ。四枚

ありますが、全部同じなんです、答えが。これ読んでみたらわかりますよ。これ、全部読むと長いですが、時間がありませんので。どうしてこんな同じ文章でしかお答えがでないんですか。今局長が、お言葉を返すようだがこういう方向に向かっていますとおっしゃっていたでしょう。何で大臣——無理ですね、まだ大臣になったばかりだから。歴代の大臣、みんな同じなんだ。どうしてこんなお答えしかできないのですか、これ。

○政府委員(正木重君) どうもその答弁の文章につきましては、同じような形になっておるといふ御指摘でございますが、その点につきましては、どういった点にこの共同作業所についての問題があるのかという点を特に申し述べたという点におきまして、文章的には同じようになつたわけでございますが、その間におきましても、私もどしどしは、かねてからの懸案、課題であるということ、十分検討を進めておるといふことは御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○下村泰君 そうね、もう少し作文をうまくして、我々の目をこまかせるようにしなきゃいかぬですね、これは。

時間がなくなりました。大臣にお伺いいたします。

大臣の地元は広島だそうで、広島の方の小規模作業所を視察なさつたそうですけれども、大臣の目で、厚生大臣としての目で施設をごらんになつた御感想をひとつ承りたいと思ひます。

○國務大臣(増岡博之君) 私は衆議院で長らく社労委員会におりましたので、その当時からそういう施設をたびたび見ておりますけれども、今おっしゃつた中で、やはり身近にあるということで、従来は土地が安いとかいろんなことで、あるいは外部の人が考えて風光明媚なところというふうな考え方が多いところであつたのでありますけれども、身近なところで、社会の中で生活をしながら通えるという施設でございますから、これはその方向というのは間違つていないことでございしますから、厚生省としまして、そういう面のあり

方を明らかにして、いろいろな社会福祉体系の中で真剣に考えていかなければならない問題だと、そういうふうにご考へております。

○下村泰君 今、大臣のお言葉の中に、風光明媚な場所へとおっしゃいましたけれども、これはちょっと違うんじゃないんですか。まことにつまらぬような反論かと思ひますけれども、身体障害者の施設というのは風光明媚なところへ持つていったわけじゃないですよ。できるだけ町から遠ざけるために持つていったんですから、遠くの方へ。そのところはちよつと遠いですが、それだけお断りしておきます。

どうぞひとつこれからはもういった無認可の小規模作業所がふえつつあるという現状をよくごらんくださいまして、こういう方たちにも温かい行政の手を差し伸べてくださることを心からお願ひします。いかがでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 御趣旨の線に沿つて、できる限りのことはやつてまいりたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(遠藤政夫君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○國務大臣(増岡博之君) ただいま議題になりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近時我が国の社会経済は、人口構造の高齢化の進行、産業構造・就業構造の変化等により大きく変動しつつあり、これに伴い、年金制度のよつて立つ基礎そのものにも重大な変化が生じております。年金制度は、国民が安心して老後生活を営んでいく上で最も重要な柱であり、このような社会経

済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的に安定した制度運営が維持されなければなりません。とりわけ、我が国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀においても、健全で安定した年金制度の運営が図られるよう長期的展望に立つた制度全般にわたる見直しと改革が迫られております。

今回提出いたしました改正案は、このような趣旨にかんがみ、年金制度改革に関する各方面の御意見を踏まえ、慎重に検討し取りまとめたものであります。その主眼は、本格的な高齢化社会と人生八十年時代の到来に備え、公的年金制度の統合一元化を目指しつつ制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るため、国民共通の基礎年金を導入するとともに、給付と負担の均衡を長期的に確保するための措置を計画的に講ずることとあります。今回の改正案においては、まずその第一段階として、国民年金、厚生年金保険及び船員保険について所要の改正を行うこととしております。

以下、改正案の内容につきまして、順次御説明申し上げます。

第一点は、基礎年金の導入と制度体系の再編成であります。我が国の年金制度は基本的に今後とも社会保険方式を維持することとし、国民年金制度をすべての国民に基礎年金を支給する土台の年金制度として位置づけ、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大することとしております。基礎年金の給付は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類としております。

一方、厚生年金保険制度は、原則として基礎年金に上乗せする報酬比例の給付としての年金を支給する制度に改め、いわゆる二階建ての年金体系にすることとしております。また、被用者独自に必要な給付として、三級障害者に対する障害厚生年金及び子のない寡婦等に対する遺族厚生年金を支給するほか、当分の間、六十歳から六十四歳までの老齢厚生年金を支給することとしております。

このほか、船員保険の職務外年金については、

年金一元化の趣旨にかんがみ、制度的に同一の内容を有する厚生年金保険に統合することとしております。

第二点は、将来に向けての給付水準の適正化であります。現行制度のままといしますと、平均加入年数の伸びに応じて年金の給付水準が上昇し続け、現役の勤労者の賃金とのバランスを失するともに、将来の保険料負担が過大となり、世代間の公平と制度の円滑な運営が損なわれることが確実に予測されます。そこで、今後発生する年金給付については所要の見直しを行い、給付と負担の均衡を図ることとしております。

すなわち、将来、各制度を通じて平均加入期間が四十年になることを見込み、その場合の年金水準をおおむね現在程度の水準とすることとしたしました。具体的には、基礎年金の水準を、昭和五十九年度価格で月額五万円、夫婦で十万円の定額とし、厚生年金保険につきましては報酬比例年金を加えて、ほぼ現在の厚生年金保険の標準的な年金の水準を維持することとしております。そのため、厚生年金保険の定額部分の単価及び報酬比例部分の乗率を二十年の経過期間を設けて段階的に通減することとしておりますが、施行日において既に六十歳に達している者及び既発生の給付については、原則として従来どおりといたしております。

第三点は、婦人の年金権の確立であります。厚生年金保険の被保険者である被用者の妻につきましても、すべて国民年金を適用することといたします。改正後は、夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることとなります。これにより、従来からの課題であった単身世帯と夫婦世帯の給付水準の均衡を図り、妻の年金権の確立を図ることができることとなるわけであります。

第四点は、障害年金等の改善に関する事項であります。

まず、これまで障害福祉年金の対象であった二十歳前の障害につきましても障害基礎年金を支給し、額を大幅に引き上げるとともに、厚生年金保険の障害年金につきまして事後重症の五年間の制

限期間を撤廃することとしております。

なお、遺族年金につきましては、子のある妻、四十歳以上の高齢の妻に手厚い給付となるよう給付の重点化を図ることとしております。

第五点は、基礎年金の財源等費用の負担についてであります。

基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、厚生年金保険の拠出金及び国庫負担で賄うこととしております。この場合、厚生年金保険の適用対象である被用者世帯につきましては、被用者及びその妻に關して厚生年金保険が拠出金としてまとめて負担することとしており、基礎年金の給付に要する費用の総額を厚生年金保険と国民年金がいわば被保険者数の頭割りで公平に負担することとしております。

国庫負担は基礎年金に要する費用に一元化し、負担率は給付費の三分の一としております。厚生年金保険では拠出金額の三分の一ということになります。なお、これとは別に、経過的に特別の国庫負担が行われることとなっております。

保険料は、国民年金の適用対象である自営業者等については、昭和六十一年四月から昭和五十九年度価格で月額六千八百円とし、その後も毎年度段階的に引き上げることとしております。厚生年金保険の適用対象である被用者については、昭和六十一年十月から保険料率を千分の十八引き上げて千分の百二十四にすることとしておりますが、女子については、男子との格差を解消するため、引き上げ幅を千分の二十とし、その後も毎年千分の二ずつ引き上げることとしております。

第六点は、その他の改正事項であります。厚生年金保険の資格期間に關する四十歳以上の十五年加入の特例、坑内員等の被保険者の期間計算の特例及び脱退手当金は、将来に向かって廃止するほか、女子の支給開始年齢につきましては、男子と同じ六十歳に引き上げることとしております。これらについては、それぞれ所要の経過措置を講じることとしております。

また、年金額の物価スライド制につきまして

は、実施期間を四月からとするほか、厚生年金保険に關して、適用事業所の段階的拡大及び標準報酬の上下限の改定を行うこととしております。

以上の年金制度の基本的な改正の施行期日につきましては、業務処理面の準備なども考慮し、昭和六十一年四月一日としております。

なお、政府原案におきましては、昭和五十九年度におきまます年金等の改定について、所要の改正を行うこととしておりましたが、別途議員立法により同様の措置を講ずることとされたことに伴い、関係規定が削除されております。

また、夫婦がともに六十五歳に到達するまでの間における老齢厚生年金の水準、三級障害にかかるとする遺族厚生年金の水準、子のない妻及び父母に対する遺族厚生年金の要件等につきまして衆議院において所要の修正が行われております。

最後に、特別児童扶養手当等の支給に關する法律の改正について申し上げます。

在宅の重度障害者に対する福祉の一層の増進を図る観点から、二十歳以上であつて精神または身体の著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の重度障害者に対し、月額二万円の特別障害者手当を支給することとし、昭和六十一年四月一日から実施することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員丹羽雄哉君から説明を聴取いたします。丹羽雄哉君。

○衆議院議員(丹羽雄哉君) 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、
第一に、昭和五十九年度における年金額等の改定措置については、国民年金法及び特別児童扶養

手当等の支給に關する法律の一部を改正する法律案において同様の措置を講ずることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第二に、子のない寡婦の遺族厚生年金に對する月額三万七千五百円の加算については、夫の死亡時に三十五歳以上である寡婦または夫の死亡時に十八歳未満の子を有している寡婦であつて、その子が十八歳に達したときにおいて三十五歳以上である者が四十歳に達したときから行うものとする。

第三に、三級障害に關する障害厚生年金の額について、その額が月額三万七千五百円に満たないときは、三万七千五百円とする。

第四に、遺族の範囲については、被保険者の死亡の当時五十五歳以上である夫、父母または祖父母を遺族とするものとし、その者が六十歳に達したときから遺族厚生年金を支給するものとする。

第五に、夫及び妻のいずれもが六十五歳に到達して老齢基礎年金を受給するまでの間における老齢厚生年金の将来の水準については、配偶者加給年金額に特別加算を行うものとし、その加算額は月額一万円とすること。

第六に、自営業者等の保険料については、国民年金の費用負担、所得比例制等との関連を考慮の上、今後、総合的に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

第七に、国民年金制度における学生の取り扱いについては、学生の保険料負担能力等を考慮して、今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

第八に、昭和五十九年八月一日から施行するとされていた部分及び同年十月一日から施行するとされていた部分の施行期日については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からすること等であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(遠藤政夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十九分散会

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五二二号）
- 一、労基法の改悪反対等に関する請願（第一五二三号）
- 一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第一五二四号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五二五号）（第一五二九号）（第一五三〇号）（第一五三一〇号）（第一五三二二号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第一五三三三号）
- 一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一五三七号）
- 一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第一五四〇号）
- 一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一五四一四号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五五〇号）（第一五五一号）（第一五五二二号）
- 一、労基法の改悪反対等に関する請願（第一五五三三号）
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第一五五五五号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五五六六号）
- 一、公的年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一五五八八号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五五九九号）（第一五六九号）
- 一、労基法の改悪反対等に関する請願（第一五七〇号）
- 一、国民年金制度の改善等に関する請願（第一五七三三号）

- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第一五七四四号）
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第一五七五五号）
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願（第一五八〇号）（第一五八一〇号）（第一五八二二号）
- 一、労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第一五八四四号）（第一五八五五号）（第一五八六六号）
- 一、公的年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願（第一五八七七号）
- 第一五二二二号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 埼玉県越谷市大泊六一ノ二三 佐藤光比古 外六千四百四十九名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五二三三号 昭和六十年二月八日受理
労基法の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市弥生町二、九九二ノ五 山田純子 外千四百一十一名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第一四一七号と同じである。
- 第一五二四四号 昭和六十年二月八日受理
母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都墨田区業平四ノ三ノ五 遠藤 藤恵子 外三千七百四名
紹介議員 浜本 万三君
我々は男女雇用平等法の制定に大きな期待を寄せている。政府は雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出したが、それは、平等の確保を使用者の努力義務にゆだね、有効な救済機関を設けないなど、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の主旨に反するものとなっており、また、労働基準法の改悪を容れさせた容認できないものである。更に政府は、一日九時間制や労働者派遣事業に関する立法化など、労働者保護立法の全面的な見直しをねらっている。雇用における男女平等とは、人間の尊厳を土台に働く権利の平等を保障するものであり、民主主義の発展のためにも重要な施策である。ついで、労働基準法の改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定のため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、生理休暇の廃止や、深夜業、時間外、休日労働、危険・有害業務等の禁止、制限事項の緩和、撤廃などの現行労働基準法の改悪をしないこと。
 - 二、次の事項を基本にした男女雇用平等法を制定すること。
 - 1 社会的機能である母性の尊厳と保障を当然の前提とすること。
 - 2 禁止すべき男女差別の内容は、募集・採用から賃金、諸手当、仕事の配置、研修、訓練、昇格、昇給、福利、厚生施設・制度の利用、定年、退職など、雇用の全般にわたるものであること。
 - 3 厳重な罰則規定をもうけ、実効性をもたせること。
 - 4 公務員・民間を問わず、パートタイマー（臨時）を含むすべての婦人労働者に適用すること。
 - 5 男女差別の是正は国の責任で行い、日常監督権（立入検査権を伴う）をもつた機構を設置すること。だれでも、費用負担を伴わず申し立てることができる同時に、行政処分が不服な場合の救済機関を設けること。
- 第一五二五五号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜県土岐市泉明治町二ノ二三 山村牧男 外三千三百九十九名

- 紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五二九号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県松阪市阿波曾町一、一七七 久保好 外三千百九十九名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五三〇号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県坂出市川津町二、九四六 横井正樹 外千十五名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五三一〇号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都荒川区町屋二ノ二三ノ二 青木美津恵 外三千四名
紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五三三三号 昭和六十年二月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井県坂井郡金津町桑原 寺前定志雄 外千七十八名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
- 第一五三三三三号 昭和六十年二月八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 佐賀県唐津市町田三丁目 森タエ子 外九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一五三七号 昭和六十年二月九日受理
効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都日野市多摩平岡地二二五ノ七 北村敏子 外二百七十五名
紹介議員 中野 鉄造君

我々は、国連婦人の十年の最終年を控え、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の完全批准を求めるとともに、同条約の精神にそつた国内法の整備をすることを強く望んでいる。特に、雇用の分野においては現存する男女差別を撤廃するための雇用平等法の制定を強く要望している。ところが政府は、昭和五十九年五月に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案として、労働婦人福祉法の一部改正案並びに労働基準法の一部改正案を国会に提出し、同年七月二十七日、女性の反対の声を無視し衆議院で可決した。この法律案は婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の精神である基本的人権としての男女平等を実現するための立法とはほど遠く、それどころか差別を拡大、促進するものである。労働婦人福祉法の一部改正案は、女性の労働権を権利としてではなく、福祉の問題にすりかえたものになつてゐる。内容についても、募集・採用・配置・昇格など肝心な部分の差別を禁止しないで努力義務としており、違反してもなんら罰則はない。また救済機関は、事業主が同意しなれば調停もできないなど実効性がないものである。更に労働基準法の一部改正案については、女性の時間外、休日、深夜労働の規制を大幅に緩和し、管理職、技術職、専門職についてはこれらの規制を廃止、危険有害業務の規制廃止、生理休暇をとりやすくするという内容である。これでは、女性が働き続けることが困難になり結婚、妊娠、出産などでやめざるをえなくなる。そして、より劣悪な労働条件であるパートで再就職する、という企業にとって使いやすしい労働力として位置づけられてゐる。婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約では、婦人に対するあらゆる

る差別を禁止し、女性の働く権利を保障し、家事、育児は男女及び社会の共同の責任であると明記されており、本法律案はこの条約に反してゐる。以上の理由から、労働婦人福祉法の一部改正案及び労働基準法の一部改正案には反対である。ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案を撤回すること。
二、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき募集・採用から退職にいたるまで全ステージにおける男女差別を禁止し、迅速かつ強力な救済機関を設けた、罰則つきの効力ある男女雇用平等法を制定すること。
三、労働基準法第三条に性差別禁止を明記すること。また、男子の時間外・休日労働を女子なみに制限し、週四十時間労働制を実現すること。

第一五四〇号 昭和六十年二月十二日受理
母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都目黒区祐天寺二ノ四ノ二 古川志津子 外一万九百四十四名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第一五四一号 昭和六十年二月十二日受理
効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 千葉県成田市木の根三三八ノ三 森田由紀 外四百五十一名
紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。
第一五五〇号 昭和六十年二月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市福岡新田三五一ノ五十六 田村かつ江 外六千七百三十名
紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
第一五五一号 昭和六十年二月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 熊本県上益城郡矢部町浜町 山村 健次郎 外四千九百九十九名
紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
第一五五二号 昭和六十年二月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 石川県小松市本江町甲二〇ノ四〇 宮城昭 外千五百十名
紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
第一五五三号 昭和六十年二月十二日受理
労基法の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 長野市稲里町田牧七四七 宮尾義信 外千三百五十三名
紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一四一七号と同じである。
第一五五五号 昭和六十年二月十二日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 大分県中津市沖代町一ノ六ノ六三 橋本由美子 外九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。
第一五五六号 昭和六十年二月十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県水戸市東原一ノ五ノ二〇 杉野純江 外二千二百八十一名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。
第一五五八号 昭和六十年二月十三日受理

公的年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願(二通)
請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新 宿農協会館農林年金中央共闘会議 内 後藤英雄 外八千六百二十四名
紹介議員 吉川 春子君

政府は、公的年金制度の大幅な改悪を強行しようとしており、既に国会で審査されている国民年金法等の一部を改正する法律案は、保険料の大幅な引上げ、年金額の大幅な引下げをねらつたものとなつてゐる。すべての公的年金制度に共通する基礎年金といわれている国民年金は、現行の保険料六千二百二十円を一万三千円に、二・〇九倍にも引き上げ、年金額は四十年加入で五万円となるが、現行は七万六千九百円であるから、三十五パーセントの引下げとなる。また、圧倒的多数の労働者が加入している厚生年金の保険料は、二・七二倍も引き上げられ、年金額は十七パーセントから三十七パーセントの引下げになる。農林漁業団体に働いてゐる職員の農林年金も、保険料は将来二・二倍から三・五倍も引き上げられるのに対し、年金額は現行制度よりも二十パーセントから四十五パーセントの引下げになる。政府は、社会保障費を大幅に削減し、反面、大企業に対する補助金や援助、更には軍事費を増強しようとしており、このような政策を認めるわけにはいかない。ついで、社会保障は人間の権利であると明記した国連総会の世界人権宣言、並びに国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むため、国は社会福祉、社会保障の増進に努めなければならないという憲法に基づいて、年金制度改悪に反対し、すべての国民が安心して老後の生活がおくれるよう、次の事項について公的年金制度を充実改善されたい。
一、すべての公的年金に共通する基礎年金(国民皆保障年金)は、全額国庫負担として制定すること。財源は、現行の国庫負担に加えて、不公平税制の是正、大企業に対する年金目的税の創設、軍事費の削減などにより確保すること。

二、国民年金、厚生年金、各種共済年金等、公的年金の保険料の大幅な引上げ、年金額の大幅な引下げ、老齢（退職）年金支給開始年齢の六十五歳への引延ばしなどの改悪はしないこと。年金額は、保険料に応じて基礎年金（国民皆保障年金）に上積みし、安心して生活できる年金額に改善すること。老齢福祉年金は、当面、月四万円以上（夫婦で八万円以上）に引き上げること。

三、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく、被用者年金の国庫負担四分の一削減は適正な利子をつけて、昭和六十年度に一括返済すること。

四、年金を税金の対象からはずすこと。

五、すべての年金支給月を毎月とし、スライドは物価、賃金上昇におくれのないよう、自動スライドとし、毎年四月一日から改正すること。

六、被用者年金の掛金負担割合を労働者三、使用者七に改めること。

第一五五九号 昭和六十年二月十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 北海道稚内市はまなす二丁目 松本ミヨ 外九百九名

第一五六九号 昭和六十年二月十三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町都筑二、八五八 石原照雄 外千五百十五名

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一三三六号と同じである。

第一五七〇号 昭和六十年二月十三日受理
労基法の改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県市川市末広一ノ一四ノ七 加藤康子 外百三十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一四一七号と同じである。

第一五七三号 昭和六十年二月十四日受理
国民年金制度の改善等に関する請願
請願者 大阪府八尾市久宝寺六ノ八ノ五 米野寅男 外千四百三十六名

紹介議員 橋本 敦君
政府は第二次臨時行政調査会の行政改革に基づいて、基礎年金構想を打ち出し、国民すべてに五万円を公平に保障するということを宣伝している。しかし、この五万円も、国民年金については現行より三十四パーセントも引き下げたものである。え、四十年間も保険料を払い続けた者だけであ

り、三十五年、三十年と、保険料を払った期間が短い者は五万円が削られ、二十五年未満ではゼロになる。また、年金受給者の七十二パーセントを占める国民年金、福祉年金受給者の年金額二万数千円という低水準や無年金者の増大は放置したままである。これは、老人福祉法の、老人は健全で安らかな生活を保障されるものとするという理念を踏みにじるものである。ついでには、中小業者の老後の暮らしを守り、国民年金制度を改善するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国民年金の抜本的改悪をしないこと。

二、年金額の三十四パーセントの引下げとなる給付額の改悪をしないこと。また、国民皆年金制とし、年金額の最低保障を定め、国民皆年金加入者の保険料納付部分は基礎年金に上乗せすること。更に、国民年金に遺族年金を新設し、子どもが無にかかわらず配偶者の死亡時から支給すること。

三、軍事費を削つて年金への国庫負担の削減をやめ、保険料を二倍以上引き上げる改悪をしないこと。

四、小零細事業所の厚生年金移管に伴う事業主負担を国の補助で軽減すること。

五、当面、障害福祉年金月五万円を無条件で保障すること。

第一五七四号 昭和六十年二月十四日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 東京都武蔵野市境南町一ノ三ノ八 細田信子 外五百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第一五七五号 昭和六十年二月十四日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 東京都台東区台東三ノ三四ノ一一 井上正美 外七十名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第一五八〇号 昭和六十年二月十四日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
請願者 秋田県湯沢市愛宕町一ノ四ノ四九 高橋翠子 外三百六十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
人の命と健康をあずかる医療の職場で、労働基準法違反が八十三パーセントもある。また、深夜労働や人手不足による過密労働によつて、医療に働く婦人労働者は流産、異常出産があつたとをたたない。自分の命と健康を削つて日夜働き続けている状態である。政府は、第百一回国会に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案を提出した。この法律案は母性保護規定を廃止し、しかも男女差別の是正については、すべて罰則なしの規定としたうえ、募集、採用、配置、昇進などは努力義務にとどめるなど実効性のないものであり、平等法とはほど遠いものである。政府、財界は、この母性保護廃止を突破口に、労働基準法研究会報告に明らかにされたように、労働者の労働時間を一日九時間制拘束十時間に延長しようとするなど、全労働者の労働条件の改悪をねらっている。このような改悪が横行されれば、医療労働者の健康や生活はもちろん、患者の生命の安全を脅かすことになる。よつて、このような労働基準法改悪をやめ、婦人の諸権利を国際水準なみに引き上げ、母性保護を拡充することを強く要求する。ついでには、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき、政府の責務において婦人の働く権利を実質的に保障し、母性保護を前提とする真に実効ある男女雇用平等を確立するため、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、生理休暇の廃止や、深夜業、時間外、休日労働、危険・有害業務等の禁止・制限条項の緩和、廃止などの現行労働基準法の改悪をしないこと。

二、当面、次のように労働基準法の改善を行うこと。

- 1 生理休暇を有給保障し、産前・産後休暇を各八週間（多胎妊娠の場合は十週間）に延長し、有給で保障すること。
- 2 妊産婦に対しては、時差出勤、通院時間、悪阻休暇、夜勤禁止などの保護措置を労働基準法に明記し、有給で保障すること。
- 3 夜勤日数は、月一人六日以内（当面八日以内）とすること。なお、勤務と勤務の間隔を十二時間以上おくこと。
- 4 労働時間短縮、週休二日、週四十時間労働制を確立し、年次有給休暇を国際水準なみ（年間四週間）に引き上げること。

三、保育所の拡充と育児休業法の改善を行うこと。

- 1 保育所を増設し、産休明け、長時間、夜間・休日保育、保母の労働条件の改善等を行うこと。
- 2 育児休業法をすべての労働者に適用し、本人の選択制、有給、代替要員確保、原職復帰の原則のもとに産後一箇年間保障すること。
- 4 男女雇用平等法は、次の事項を基本として制定すること。

- 1 公務員・民間を問わず、パートタイマー（臨時）を含むすべての婦人労働者に適用す

ること。

2 社会的機能たる母性の尊厳と保障を当然の前提とすること。

3 禁止すべき男女差別の内容は、募集・採用から賃金・諸手当、仕事の配置、研修、訓練、昇格・昇進、昇給、福利・厚生施設・制度の利用、定年退職など、雇用の全般にわたるものであること。

4 厳重な罰則規定をもうけ、実効性をもたせること。

5 男女差別の是正は国の機関で行い、だれでも費用負担を伴わず申し立てることができるものにする。なお、同時に行政処分が不服の場合の救済機関を設けること。

第一五八一号 昭和六十年二月十四日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
請願者 青森市石江高間一四九ノ一四 葛西仁 外三千二名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第一五八二号 昭和六十年二月十四日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
請願者 秋田県能代市大瀬盛下五七ノ四八 菊地篤 外四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第一五八四号 昭和六十年二月十四日受理

労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 千葉県柏市南柏一ノ五ノ一 南平マンシヨ三〇三 岩崎秀子 外三百五十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一五八五号 昭和六十年二月十四日受理

労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 北海道稚内市緑二ノ二ノ四 渡部芳郎 外八百九名

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一五八六号 昭和六十年二月十四日受理

労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町葛貫七一〇 有山道春 外千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一五八七号 昭和六十年二月十四日受理

公的年金制度の抜本改悪に反対し、その充実改善に関する請願

請願者 北海道厚岸郡厚岸町住の江町一ノ四八 吉村幸充 外三千六百八十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一五五八号と同じである。

第三号中正誤

ページ段行 誤
三四九 過の 正

昭和六十年三月四日印刷

昭和六十年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局